

総務庁長官 太田 誠一 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

### 諮問第256号の答申

#### 平成11年に実施される事業所・企業統計調査及び商業統計調査の計画について

総務庁は、平成11年に事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）の簡易な方法による調査（以下「簡易調査」という。）の実施を、また、通商産業省は、平成11年に商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）の補完的な調査（以下「補完調査」という。）の実施を計画している。

その際、総務庁及び通商産業省は、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、両調査を平成11年7月1日現在で同時に実施することとしている。

本審議会は、両調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」（以下「新中・長期構想」という。）等を踏まえ、両調査の計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

##### 1 今回調査の枠組み及び位置付けについて

調査計画では、新中・長期構想における主要統計調査の実施方法を変更して、事業所・企業統計調査と商業統計調査を一枚の調査票により同時に実施することとしている。

このような今回調査の枠組みは、標本調査による商業活動の中間年における変動状況の詳細な把握に代えて、全数調査により変動が激しい商業の基本的構造を把握するとともに、商業に関する最新の地域情報へのニーズに対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するためのものであるが、事業所を対象とする二つの大規模調査を同時に実施することにより、報告者負担の軽減及び効率的実施を図るものであり、妥当と認められる。

今回の事業所・企業統計調査については、事業所・企業の基本的構造を明らかにするものとして、調査事項を事業所及び企業の名簿を整備・補完するためのものに絞り込んでおり、新中・長期構想にいう簡易調査として位置付けることが適当である。なお、今回の調査計画では、新中・長期構想で提言していた平成8年調査の名寄せ結果の郵送による確認調査は実施しないこととしている。これについては、予算上の制約等によるものであり、やむを得ないものと認められるが、名寄せ結果の精度向上を図るため、名寄せできなかった支所数2以上の本所については、今回調査の事業所名簿に登載し、把握することが適当である。

また、今回の商業統計調査については、事業所・企業統計調査との同時実施に伴い、調査事項を商業活動の基本的な構造を把握するためのものに絞り込んでいるが、これについては、変動が激しい商業の地域ごとの基本的構造の把握等に資するため全数調査としたことに伴うものであり、やむを得ないものと認められる。したがって、今回の商業統計調査は新中・長期構想にいう補完調査ではなく、簡易調査として位置付けることが適当である。

## 2 今回調査の計画について

### (1) 調査期日

調査期日については、調査準備事務の円滑な実施及び地方公共団体の事務体制を踏まえ、平成11年7月1日としており、妥当と認められる。

### (2) 調査票の設計及び調査事項

調査票については、簡易調査という趣旨を踏まえ、調査事項を必要最小限の事項に限定した上、調査票の一枚化を図っている。これは、2種類の調査票を配り分けた平成3年における両調査の同時実施の経験を踏まえ、円滑な調査の実施を確保し精度の高い結果を得るための措置であり、おおむね妥当と認められる。

なお、今回の調査計画では、男女別従業者数及び派遣・下請従業者の派遣元の従業者数について調査しないこととしているが、別途、労働省の雇用関係調査等において把握することを検討する必要がある。

### (3) 調査方法

調査方法については、調査の効率的実施を図るため、調査対象事業所の把握に用いる事業所名簿を共用するとともに、事業所・企業統計調査における非回答事業所の把握をも可能とするものとなっている。

事業所名簿の共用については、地方公共団体及び調査員における事務負担の軽減を図り、調査の円滑な実施に資するものであり、妥当と認められる。また、非回答事業所の把握については、次回調査の精度向上に資するものであり、おおむね妥当と認められる。

同一経営者による近接した複数事業所のとらえ方については、両調査の調査目的の違い等もあり、従来から相違する部分が見られる。このため、今回の同時実施に当たっては、過去の両調査結果との接続性を確保するため、可能な限り、事業所・企業統計調査では複数事業所、商業統計調査では1事業所となるような処理を行う方法について検討することが適当である。

### (4) 地方公共団体における結果の審査

結果の審査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、両調査の審査事務を可能な限り一元化することとしている。これは、地方公共団体における調査関係事務の効率的実施に資するためのものであり評価できるが、地方公共団体、特に市区町村における審査期間については、事務量を勘案して弾力的に設定することが望ましい。

### 3 今後の課題

今回の両簡易調査の枠組みについては、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等各種制約条件の中では最善のものであり、社会経済情勢等の変化がない限りは次回以降も継続することが適当である。この場合、次回の同時実施に当たっては、調査方法、調査事項等調査計画の見直しについて検討する必要がある。また、調査結果の精度の維持・向上に資する観点から、今回調査の実施結果を踏まえ、必要に応じ地方公共団体及び調査員における調査関係事務をより円滑に処理するための措置を講ずることが望まれる。

さらに、次回の本格調査の実施に当たっては、事業所・企業統計調査は企業に係る母集団情報のより一層の整備を図るため、企業名簿情報の充実について、また、商業統計調査は変動が激しい商業活動の構造を的確に把握するため、調査事項等の見直しについて、検討する必要がある。

### 4 その他

我が国企業は、事業活動の多角化、国際化等を背景として、個々の生産現場を拠点とした企業活動から個々の事業所を結んだ企業全体の意思決定による企業活動へと、そのウェイトを移している。このことから、我が国経済の実態を把握する各種統計調査の中で企業をどのように分類していくかが重要となっており、従来の事業所を中心とした産業分類の体系に加え、適切な企業の業種分類について、その分類手法等を含め検討していくことが望まれる。